

帯広市農村下水道事業経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

農業集落排水事業

個別排水処理事業

平成29年3月

帯広市農政部農村振興課

目 次

農業集落排水事業

1. 事業概要	1
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
資料 経営比較分析表（農業集落排水事業）	5
投資・財政計画（農業集落排水事業）	6

個別排水処理事業

1. 事業概要	8
2. 経営の基本方針	10
3. 投資・財政計画	10
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	11
資料 経営比較分析表（個別排水処理事業）	12
投資・財政計画（個別排水処理事業）	13

帯広市農村下水道事業経営戦略

団 体 名	:	帯 広 市			
事 業 名	:	農 業 集 落 排 水 事 業			
策 定 日	:	平 成 29 年 3 月			
計 画 期 間	:	平 成 29 年 度 ~ 平 成 38 年 度			

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (15年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	6.85人/ha(H27末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1区(帯広市清川町の一部の区域) ※帯広市の下水道事業は、単独公共下水道(帯広川処理区)と流域関連公共下水道(十勝川処理区)及び、農業集落排水(清川地区)の3処理区で整備されています。		
処理場数	1箇所(清川下水処理場) ※帯広市の下水処理場は、単独公共下水道の帯広川下水終末処理場と農業集落排水事業の清川下水処理場の2箇所となっています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化については、実施実績ありません。 業務の効率化などを図るため、公共下水道事業との経営統合を検討しています。 最適化については、平成10年に農村部における下水道のあり方を検討し最適な集合処理区域として、帯広市清川町に農業集落排水を整備することとしました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料は、一般用と浴場用の2種類あり、一般用は、家事用、営業用、公共用、工業用及びその他に適用されます。 使用料体系は、基本使用料と従量使用料によって決定しています。 基本使用料・・・汚水の排出量に関係なく必要となる経費に対するもので定額。 従量使用料・・・排出した汚水の量に応じていただく使用料で、使用すればするほど単価が高くなる逡増方式。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	【一般用】(1月につき・税込) 基本使用料 853.20円 従量使用料 10㎡まで:54円 10㎡を超え 20㎡までの部分:152.28円 20㎡を超え 50㎡までの部分:192.24円 50㎡を超え100㎡までの部分:235.44円 100㎡を超える部分:268.92円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	※ 市の政策により、農村部の下水道使用料は、帯広市下水道条例(公共下水道使用料)を準用し、下水道使用料単価を市内一律としています。なお、浴場用は、除かれています。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,835 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,488 円
	平成26年度 2,916 円		平成26年度 3,538 円
	平成27年度 2,916 円		平成27年度 3,438 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	農村振興課 管理係 事務職2人 施設整備係 技術職3人 簡易水道事業(営農用水道事業含む)、農業集落排水事業及び個別排水処理事業に、5人が従事しています。
事 業 運 営 組 織	簡易水道事業(営農用水道事業含む)、農業集落排水事業及び個別排水処理事業は、農村振興策の一環として、農政部農村振興課所管となっており、他の振興策に係る職員と合わせて、一般会計で職員給与費を計上しています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の全機能点検、水質分析及び汚泥引き抜き・清掃業務を民間業者に委託しています。また、上下水道部に検針業務など共通する事務の一部を事務委任しています。 包括的民間委託は、事業規模が小さいため、メリットが少なく実施していません。
	イ 指定管理者制度	現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等による経費節減を検討していく予定のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等による経費節減を検討していく予定のため、PPP・PFIについては未検討です。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	処理場で発生した汚泥については、搬出先の中島処理場で堆肥化し農地還元しています。 事業規模が小さく、エネルギーを利用するための投資に対し、回収できるエネルギーの費用対効果が低いことが予想されるため、検討していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。
 この経営比較分析表は、本市の農業集落排水事業についての経年比較、類似団体比較を行い、経営の現状及び課題を把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

○事業の目的

農村下水道施設の整備を促進し、公共下水道未整備地区の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び水質保全の確立を目指す。

1 安全で安心できる施設づくり

- ・目標耐用年数を定め、計画的に施設の更新を行っていく。
- ・本格的な更新が始まる平成35年度までに、機能強化対策の検討を行う。
- ・修繕計画を策定し効果的な修繕を行っていく。

2 効率的な事業執行

- ・処理場の施設維持管理に民間委託を活用し、また、上下水道部に検針業務など共通する事務の一部を事務委任している。
- ・今後は、公共下水道との経営統合を進めて行くなかで、スケールメリットを生かした効率的な維持管理手法を検討していく。

3 健全な経営

- ・下水道使用料の増加が見込めないことから、確実な収納に努める。
- ・平成32年度までに公営企業会計を導入し、中長期的な視点に立った企業経営に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

新規整備はないが、機器類の耐用年数が経過していくことから、補助事業により更新していきます。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

目標耐用年数を設定し、投資の平準化及び適切な維持管理に努めるように投資額を設定しました。
平成35～36年度の投資額：約58,000千円(処理場の機械・電気設備)
管渠については、計画期間中に耐用年数に達するものがないため、更新は発生しないものとしています。

○防災・安全対策に関する事項

計画期間中に事業の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

施設の更新にあたっては、補助事業や下水道事業債を活用し、適切な財源の確保に努めます。
また、一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料収納に努めます。

・補助について

農山漁村地域整備交付金を活用し建設改良費の50%を充当する計画としました。
平成35～36年度の国庫補助金：約29,000千円

・起債について

建設改良費の50%を充当する計画としました。
平成35～36年度の起債借入額：約29,000千円

・受益者分担金について

平成13年度に整備が完了し、平成13～17年度で収納済みのため計上しておりません。

・使用料について

使用料単価及び使用水量は、実績ベースから横ばいで設定しました。

・一般会計繰入金について

元利償還金に対する一般会計繰入金(基準内)は、高資本費対策経費及び分流式下水道に要する経費を見込み、不足分を基準外繰入として見込みました。

事業規模が小さく、更なる経費削減は困難な状況であり、また、下水道使用料は市の政策により市内一律であることから、使用料改定は困難なため、一般会計繰入金(基準外)を頼らざるを得ない状況であります。

しかしながら、常に費用抑制を意識し現行の水準を維持できるよう努めていきます。

今後は、公共下水道との経営統合がなされた場合には、公共下水道施設と合わせて効率的運営の検討を行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項

現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等を検討していく予定であるが、現状では、経費削減につながるか不透明なため、現行の委託費用と同程度として算定しました。

・職員給与費

一般会計にて計上しており、農業集落排水事業では計上しておりません。

・動力費、薬品費

平成29年度予算と同程度を見込み算出しました。

・修繕費

過去の実績を考慮し、修繕計画を策定し算出しました。

・委託費

事業量に応じた実績ベースから同程度を算出しました。

・その他

平成32年度からの企業会計導入に向け、法適用移行支援業務委託を計上しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること。

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市の公共下水道を所管する部署との維持管理・経営統合を検討することとしています。
投資の平準化に関する事項	目標耐用年数を定めて、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ることとしています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	農業集落排水事業のみでは、民間活力の活用を図られる規模ではないため、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	帯広市下水道条例を準用しています。 市の政策により、市内一律の下水道使用料としており、農業集落排水事業で収支不足が生じていても使用料の見直しは困難な状況です。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業の資産は少なく、農業集落排水施設のみでの活用は困難な状況です。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現行の委託業務を引き続き行っていきます。 公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
職員給与費に関する事項	現状は、一般会計で職員給与費を計上しています。 今後は、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
動力費に関する事項	更新時に、汚水処理水量に見合った機器への更新を検討します。
薬品費に関する事項	経常経費であり、汚水処理には欠かせないものであります。 運転方法を検証し、効率的な管理運営に努めます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づき、予防保全に努め、施設・設備の延命を図ります。
委託費に関する事項	長期契約の可能性を検討します。 なお、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて効率的な委託方法等について検討します。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。 平成32年度の企業会計の導入に向け、法適用移行支援業務委託を見込んでいます。 消費税率に関して、現時点では、現行の消費税率(8%)を適用し、今後の国の動向を見極めながら消費税率引き上げを反映させます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、平成29～38年度の10年間について策定しました。 原則として、公共下水道との経営統合後又は、中間年度の平成34年度に検証を実施して、計画から大幅な乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施します。
---------------------	--

経営比較分析表

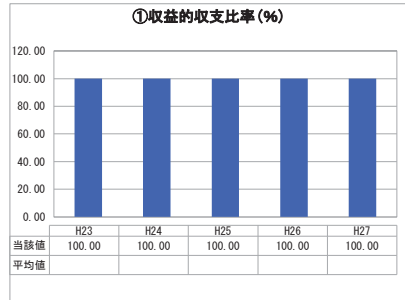
北海道 帯広市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.05	100.00	2,916

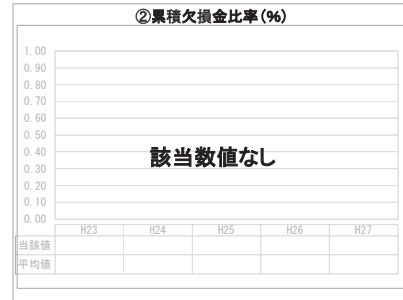
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
168,539	619.34	272.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
89	0.13	684.62

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

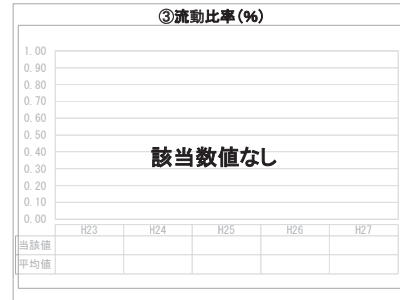
1. 経営の健全性・効率性



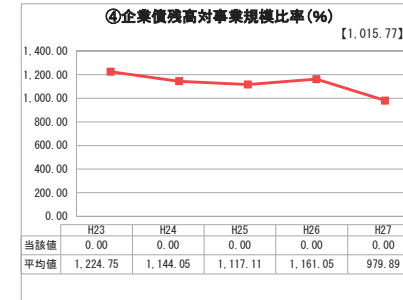
「単年度の収支」



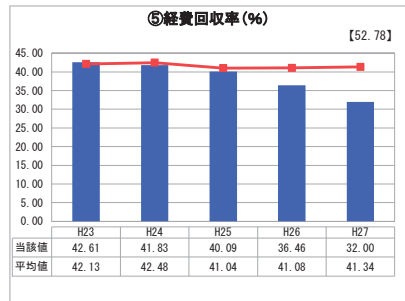
「累積欠損」



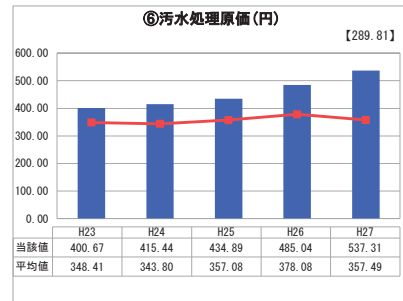
「支払能力」



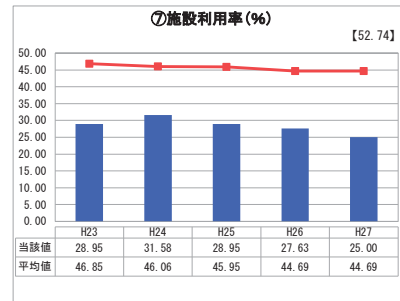
「債務残高」



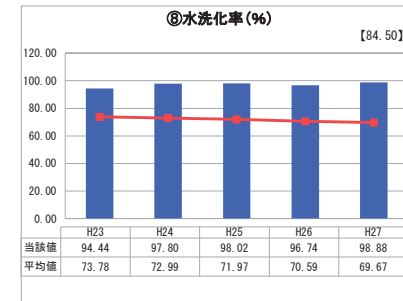
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

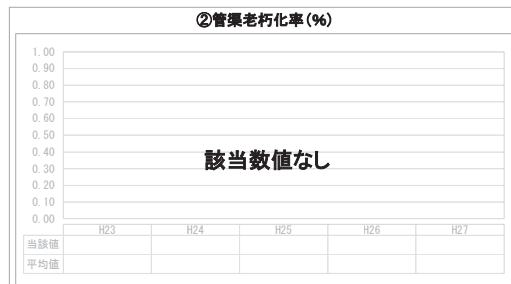


「使用料対象の捕捉」

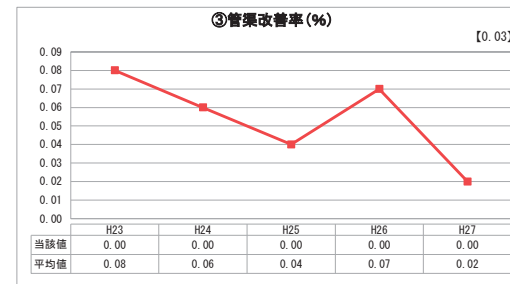
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

農業集落排水事業における施設利用率は、当初計画の想定に反して、居宅・施設が減少傾向となったことに伴う処理量の低迷により、類似団体と比べ低水準である。
しかし、整備人口で見た際の水水洗化率は、高水準となっており、接続している居宅・施設はすべて使用している。

当初の計画に満たない状態であっても、事業を継続せざるを得ないため、汚水処理原価が高くなるとともに、市の政策として、下水道使用料単価を市内一律としているため、経費回収率も類似団体平均値より低く推移している状況である。

人口減少時代の訪れにより、下水道使用料の伸びは期待できないことから、更なる経費削減に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成10年度より事業を開始しており、管渠の更新時期はまだ到来していない。

しかし、電気・機械等の機器類の耐用年数が経過してくるから、今後は、計画的に更新していくものである。

全体総括

農業集落排水事業は、処理区域内人口および処理水量から現状では、適正な規模とは言えない。また、今後人口減少社会が到来する見通しであることから、収益の伸びは期待できず、一般会計からの繰入金により賄っている状態である。

このような状況でも、地域の公衆衛生の維持のために持続可能な事業を展開しなければならず、平成32年度までに、公営企業会計を導入し、事業の経営成績や財政状態を的確に把握し、中長期的な視点に立った企業経営に努めていくものである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	11,614	12,516	12,636	12,910	12,922	12,989	12,164	11,955	11,930	12,358	12,470	12,597	
		(1) 営 業 収 益 (B)	1,650	2,111	2,081	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	
		ア 料 金 収 入	1,650	1,711	1,681	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他		400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
		(2) 営 業 外 収 益	9,964	10,405	10,555	10,884	10,896	10,963	10,138	9,929	9,904	10,332	10,444	10,571	
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,964	10,405	10,555	10,884	10,896	10,963	10,138	9,929	9,904	10,332	10,444	10,571	
		イ そ の 他													
	収益的 支出	2	総 費 用 (D)	6,648	7,429	7,426	7,465	7,357	7,414	6,534	6,210	6,081	6,199	6,406	6,299
			(1) 営 業 費 用	5,156	6,028	6,116	6,251	6,239	6,394	5,615	5,394	5,370	5,592	5,810	5,804
			ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	5,156	6,028	6,116	6,251	6,239	6,394	5,615	5,394	5,370	5,592	5,810	5,804
			(2) 営 業 外 費 用	1,492	1,401	1,310	1,214	1,118	1,020	919	816	711	607	596	495
			ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	1,492	1,401	1,310	1,214	1,118	1,020	919	816	711	607	596	495
		イ そ の 他													
	3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,966	5,087	5,210	5,445	5,565	5,575	5,630	5,745	5,849	6,159	6,064	6,298	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)		400		300	100				2,000	55,404			
		(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債		400		300	100				1,000	27,600			
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金									1,000	27,804			
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
	資本的 支出	2	資 本 的 支 出 (G)	4,966	5,487	5,210	5,745	5,665	5,575	5,630	5,745	7,849	61,563	6,064	6,298
			(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費		429	58	499	272	83			2,000	55,607		
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,966	5,058	5,152	5,246	5,393	5,492	5,630	5,745	5,849	5,956	6,064	6,298
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
			(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
			(5) そ の 他												
	3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 4,966	△ 5,087	△ 5,210	△ 5,445	△ 5,565	△ 5,575	△ 5,630	△ 5,745	△ 5,849	△ 6,159	△ 6,064	△ 6,298	

投資・財政計画(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	102	101	101	100	100	100	102	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	1,650	2,111	2,081	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026	2,026
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	77,689	73,031	67,879	62,933	57,640	52,148	46,518	40,773	35,924	57,568	51,504	45,206

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		9,964	10,405	10,555	10,884	10,896	10,963	10,138	9,929	9,904	10,332	10,444	10,571
うち基準内繰入金		6,458	6,459	6,462	6,460	6,511	6,512	6,549	6,561	6,560	6,563	6,660	6,793
うち基準外繰入金		3,506	3,946	4,093	4,424	4,385	4,451	3,589	3,368	3,344	3,769	3,784	3,778
資 本 的 収 支 分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		9,964	10,405	10,555	10,884	10,896	10,963	10,138	9,929	9,904	10,332	10,444	10,571

帯広市農村下水道事業経営戦略

団 体 名	:	帯 広 市			
事 業 名	:	個 別 排 水 処 理 事 業			
策 定 日	:	平 成 29 年 3 月			
計 画 期 間	:	平 成 29 年 度 ~ 平 成 38 年 度			

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (17年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	0.06人/ha(H27末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域以外の区域) ※帯広市の下水道事業は、単独公共下水道(帯広川処理区)と流域関連公共下水道(十勝川処理区)及び、農業集落排水(清川地区)の3処理区で整備されています。		
浄化槽設置基数	506基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化については、実施実績ありません。 業務の効率化などを図るため、公共下水道事業との経営統合を検討しています。 最適化については、平成10年に農村部における下水道のあり方を検討し、下水処理区域外については、合併処理浄化槽を整備することとしました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道使用料は、一般用と浴場用の2種類あり、一般用は、家事用、営業用、公共用、工業用及びその他に適用されます。 使用料体系は、基本使用料と従量使用料によって決定しています。 基本使用料・・・汚水の排出量に関係なく必要となる経費に対するもので定額。 従量使用料・・・排出した汚水の量に応じていただく使用料で、使用すればするほど単価が高くなる逡増方式。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【一般用】(1月につき・税込) 基本使用料 853.20円 従量使用料 10㎡まで:54円 10㎡を超え 20㎡までの部分:152.28円 20㎡を超え 50㎡までの部分:192.24円 50㎡を超え100㎡までの部分:235.44円 100㎡を超える部分:268.92円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	※ 市の政策により、農村部の下水道使用料は、帯広市下水道条例(公共下水道使用料)を準用し、下水道使用料単価を市内一律としています。なお、浴場用は、除かれています。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,835 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,176 円
	平成26年度	2,916 円		平成26年度	3,220 円
	平成27年度	2,916 円		平成27年度	3,190 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	農村振興課 管理係 事務職2人 施設整備係 技術職3人 簡易水道事業(営農用水道事業含む)、農業集落排水事業及び個別排水処理事業に、5人が従事しています。
事 業 運 営 組 織	簡易水道事業(営農用水道事業含む)、農業集落排水事業及び個別排水処理事業は、農村振興策の一環として、農政部農村振興課所管となっており、他の振興策に係る職員と合わせて、一般会計で職員給与費を計上しています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	機能点検及び汚泥引き抜き・清掃業務を民間業者に委託しています。また、上下水道部に検針業務など共通する事務の一部を事務委任しています。 包括的民間委託は、事業規模が小さいため、メリットが少なく実施しておりません。
	イ 指定管理者制度	現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等による経費節減を検討していく予定のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等による経費節減を検討していく予定のため、PPP・PFIについては未検討です。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	各施設で発生した汚泥については、搬出先の中島処理場で堆肥化し農地還元しています。 エネルギー利用については、各戸での処理水量が小さく、費用対効果が低いことが予想されるため、検討していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は、本市の個別排水処理事業についての経年比較、類似団体比較を行い、経営の現状及び課題を把握することが可能となります。
--

2. 経営の基本方針

○事業の目的

農村下水道施設の整備を促進し、公共下水道未整備地区の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び水質保全の確立を目指す。

1 安全で安心できる施設づくり

・今後の浄化槽設置基数を想定し計画的な設置に努める。

2 効率的な事業執行

・浄化槽機能点検、汚泥引き抜き及び清掃など民間委託を活用し、また、上下水道部に検針業務など共通する事務の一部を事務委任している。
今後は、公共下水道との経営統合を進めて行くなかで、スケールメリットを生かした効率的な維持管理手法を検討していく。

3 健全な経営

・下水道使用料や受益者分担金を確実に収納するとともに、下水道事業債を的確に調達する。
・平成32年度までに公営企業会計を導入し、中長期的な視点に立った企業経営に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

新規整備は、浄化槽区域内未設置件数を想定し、年度あたり20基設置を目標に計画し、平成38年度までに727基の設置を予定しています。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

今後の浄化槽設置基数を想定し、計画的な設置に努めます。
新規整備費用：約482,000千円(平成29～38年度)
浄化槽の標準耐用年数が38年であることから、計画期間内に改築更新は発生しないものとしています。

○防災・安全対策に関する事項

計画期間中に事業の予定はしておりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

浄化槽設置費用の財源として、受益者分担金及び下水道事業債を充てる計画としました。
また、一般会計からの繰入を極力減らすための確実な使用料収納に努めます。

・起債について

建設改良費のうち設置工事費に対して90%を充当する計画としました。
平成29～38年度の起債借入額：約340,000千円

・受益者分担金について

建設改良費の約10%を充当する計画としました。
平成29～38年度の受益者分担金：約69,000千円

・使用料について

使用料単価は、実績ベースから横ばいで設定しました。
設置基数の増加を使用水量に反映し、水量に使用料単価を乗じて算出しました。

・一般会計繰入金について

元利償還金に対する一般会計繰入金(基準内)は、高資本費対策経費、個別排水処理事業に要する経費及び分流式下水道に要する経費を見込み、不足分を基準外繰入として見込みました。

事業規模が小さく、更なる経費削減は困難な状況であり、また、下水道使用料は市の政策により市内一律であることから、使用料改定は困難であります。

また、設置基数の増加に伴い、維持管理費も増加していき、下水道使用料では賄えない状況であることから、一般会計繰入金(基準外)を頼らざるを得ない状況です。

しかしながら、常に費用抑制を意識し現行の水準を維持できるよう努めていきます。

今後は、公共下水道との経営統合がなされた場合には、公共下水道施設と合わせて効率的運営の検討を行うものとなります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項

現行の民間委託を継続しつつ、複数年契約への見直し等検討していく予定であるが、現状では、経費削減につながるか不透明なため、過去の実績から浄化槽設置基数増加に伴う、加算分を加味して算定しました。

・職員給与費

一般会計にて計上しており、個別排水処理事業では計上しておりません。

・動力費

個別排水処理施設のため、動力費は各戸負担となっています。

・薬品費

委託費に含まれています。

・修繕費、委託料

過去の実績から、設置基数に応じ算出しました。

・その他

平成32年度からの企業会計導入に向け、法適用移行支援業務委託を計上しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること。

広域化・共同化・最適化に関する事項	本市の公共下水道を所管する部署との維持管理・経営統合を検討することとしています。
投資の平準化に関する事項	浄化槽区域内未設置件数を想定し、年度あたり20基を目標に計画的な設置に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	個別排水処理事業のみでは、民間活力の活用を図られる規模ではないため、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	帯広市下水道条例を準用しています。 市の政策により、市内一律の下水道使用料としており、個別排水処理事業で収支不足が生じていても使用料の見直しは困難な状況です。
資産活用による収入増加の取組について	個別排水処理事業の資産は少なく、点在しているため、個別排水処理施設のみでの活用は困難な状況です。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現行の委託業務を引き続き行っていきます。 公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
職員給与費に関する事項	現状は、一般会計で職員給与費を計上しています。 今後は、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて検討します。
動力費に関する事項	個別排水処理施設であるため、動力費は各戸負担となっており、本計画では見込んでいません。
薬品費に関する事項	薬品費は、委託費の中に含まれています。
修繕費に関する事項	設置基数の増加に伴い、機器の修繕費の増が見込まれます。 適正な維持管理に努めていきます。
委託費に関する事項	長期契約の可能性を検討します。 なお、公共下水道との維持管理・経営統合後に、公共下水道の施設と合わせて効率的な委託方法等について検討します。
その他の取組	公共下水道との維持管理・経営統合について検討を行っています。 平成32年度の企業会計の導入に向け、法適用移行支援業務委託を見込んでいます。 消費税率に関して、現時点では、現行の消費税率(8%)を適用し、今後の国の動向を見極めながら消費税率引き上げを反映させます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、平成29～38年度の10年間について策定しました。 原則として、公共下水道との経営統合後又は、中間年度の平成34年度に検証を実施して、計画から大幅な乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施します。
---------------------	--

経営比較分析表

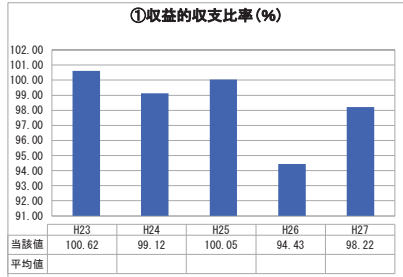
北海道 帯広市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	1.25	100.00
1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)			
2,916			

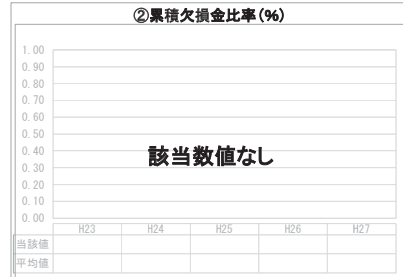
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
168,539	619.34	272.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,106	347.87	6.05

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



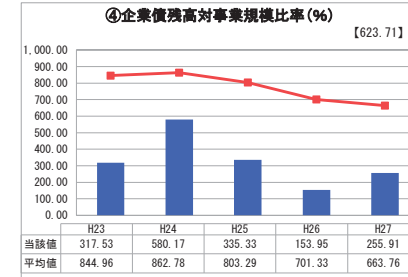
「単年度の収支」



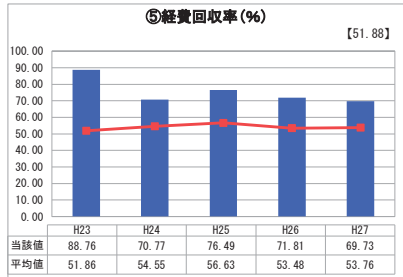
「累積欠損」



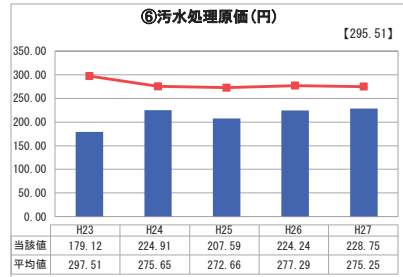
「支払能力」



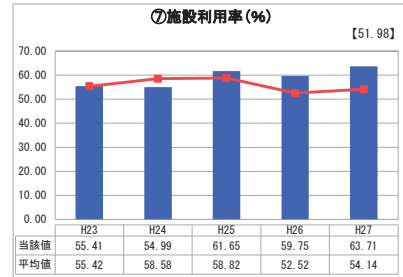
「債務残高」



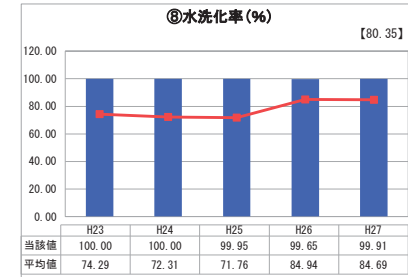
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

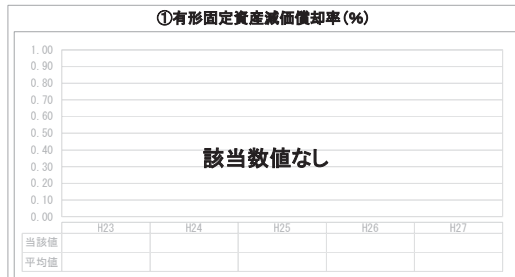


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

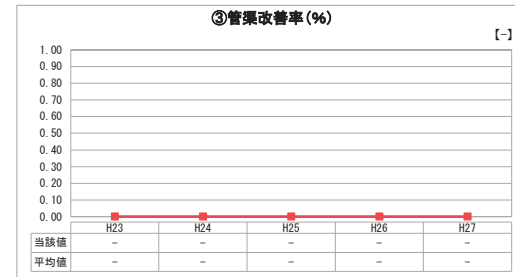
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

個別排水処理施設は、年度により浄化槽設置基数に変動があり、管理基数が累増していく中であっても、経費回収率は類似団体平均値を上回って推移しており、企業債残高対事業規模比率においても、低い水準で推移している。

しかし、市の政策として、下水道使用料単価を市内一律としているため、一般会計からの繰出金により収支不足額を賄っている状況であることから、今後とも更なる維持管理の効率化、経費削減による健全経営に努めるものとする。

水洗化率については、設置した個別排水処理施設のほぼ全件が使用しており、高い利用率を保持している。

2. 老朽化の状況について

管渠等の大きな更新は無いものの、プロウ等の附属機器のうち耐用年数を経過するものについて、今後も順次、修繕の必要性がある。

全体総括

個別排水処理施設の経営については、経費回収率が類似団体と比較し上回っており、概ね健全経営といえる状況である。

一方、市の政策として、下水道使用料単価を市内一律としているため、一般会計からの繰出金に頼らざるを得ない状況である。

また、今後は、浄化槽設置基数の増加により保守委託料、修繕費など維持管理費の増加が懸念されるものである。

このような状況下で、公衆衛生の維持・向上のため持続可能な事業を展開しなければならないことから、平成32年までに公営企業会計を導入し、事業の経営成績や財政状態を的確に把握し、中長期的な視点に立った企業経営に努めていくものである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(個別排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的収入	1	総 収 益 (A)	60,577	70,660	69,316	74,932	77,805	77,907	79,464	82,328	84,689	86,909	88,692	91,419	
		(1) 営 業 収 益 (B)	23,593	20,153	23,793	25,207	25,560	25,914	26,268	26,622	26,975	27,329	27,683	28,002	
		ア 料 金 収 入	23,393	19,753	23,393	24,807	25,160	25,514	25,868	26,222	26,575	26,929	27,283	27,602	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	200	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
		(2) 営 業 外 収 益	36,984	50,507	45,523	49,725	52,245	51,993	53,196	55,706	57,714	59,580	61,009	63,417	
		ア 他 会 計 繰 入 金	33,224	48,947	42,566	47,806	50,074	50,266	51,920	54,552	56,560	58,426	58,381	62,263	
		イ そ の 他	3,760	1,560	2,957	1,919	2,171	1,727	1,276	1,154	1,154	1,154	2,628	1,154	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	41,733	45,677	46,029	49,248	50,256	48,623	49,470	50,405	51,400	52,266	52,682	54,028
			(1) 営 業 費 用	30,897	34,845	35,600	39,046	40,266	38,889	40,031	41,175	42,323	43,473	44,626	45,785
			ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	30,897	34,845	35,600	39,046	40,266	38,889	40,031	41,175	42,323	43,473	44,626	45,785
			(2) 営 業 外 費 用	10,836	10,832	10,429	10,202	9,990	9,734	9,439	9,230	9,077	8,793	8,056	8,243
			ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	10,836	10,832	10,429	10,202	9,990	9,734	9,439	9,124	8,787	8,431	8,056	7,661
		イ そ の 他								106	290	362		582	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	18,844	24,983	23,287	25,684	27,549	29,284	29,994	31,923	33,289	34,643	36,010	37,391	
資本的収入		1	資 本 的 収 入 (F)	43,825	55,971	49,647	55,140	52,445	49,367	50,046	50,609	51,194	51,774	52,360	52,952
			(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債	29,700	42,500	35,700	41,300	37,800	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900	33,900
			(2) 他 会 計 補 助 金	6,504	6,407	6,895	7,484	8,085	8,534	9,062	9,664	10,249	10,829	11,415	12,007
			(3) 他 会 計 借 入 金												
			(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
			(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金	7,621	7,064	7,052	6,356	6,560	6,933	7,084	7,045	7,045	7,045	7,045	7,045	
		(7) そ の 他													
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	62,669	80,954	72,934	80,824	79,994	78,651	80,040	82,532	84,483	86,417	88,370	90,343
			(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費	42,725	59,598	49,950	55,876	52,307	49,353	48,058	48,058	48,058	48,058	48,058	48,058
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	19,944	21,356	22,984	24,948	27,687	29,298	31,982	34,474	36,425	38,359	40,312	42,285
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
			(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
			(5) そ の 他												
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 18,844	△ 24,983	△ 23,287	△ 25,684	△ 27,549	△ 29,284	△ 29,994	△ 31,923	△ 33,289	△ 34,643	△ 36,010	△ 37,391		

投資・財政計画（個別排水処理事業）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 〔決算〕 〔決算〕	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支 黒 字	(P)												
(N)-(O) 赤 字	(Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	98	105	100	101	100	100	98	97	96	96	95	95
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	23,593	20,153	23,793	25,207	25,560	25,914	26,268	26,622	26,975	27,329	27,683	28,002
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	621,061	642,205	654,921	671,273	681,386	685,988	687,906	687,332	684,807	680,348	673,936	665,551

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 （決算）	前年度 〔決算〕 〔決算〕	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		33,224	48,947	42,566	47,806	50,074	50,266	51,920	54,552	56,560	58,426	58,381	62,263
うち基準内繰入金		21,416	24,627	25,364	26,512	28,438	29,344	31,205	32,780	33,809	34,807	35,799	36,785
うち基準外繰入金		11,808	24,320	17,202	21,294	21,636	20,922	20,715	21,772	22,751	23,619	22,582	25,478
資 本 的 収 支 分		6,504	6,407	6,895	7,484	8,085	8,534	9,062	9,664	10,249	10,829	11,415	12,007
うち基準内繰入金		6,504	6,407	6,895	7,484	8,085	8,534	9,062	9,664	10,249	10,829	11,415	12,007
うち基準外繰入金													
合 計		39,728	55,354	49,461	55,290	58,159	58,800	60,982	64,216	66,809	69,255	69,796	74,270